

舞鶴公園（鴻臚館・総合案内施設）  
における民間活力導入に向けたアイデア募集  
（サウンディング型市場調査）



福岡市

令和5年8月

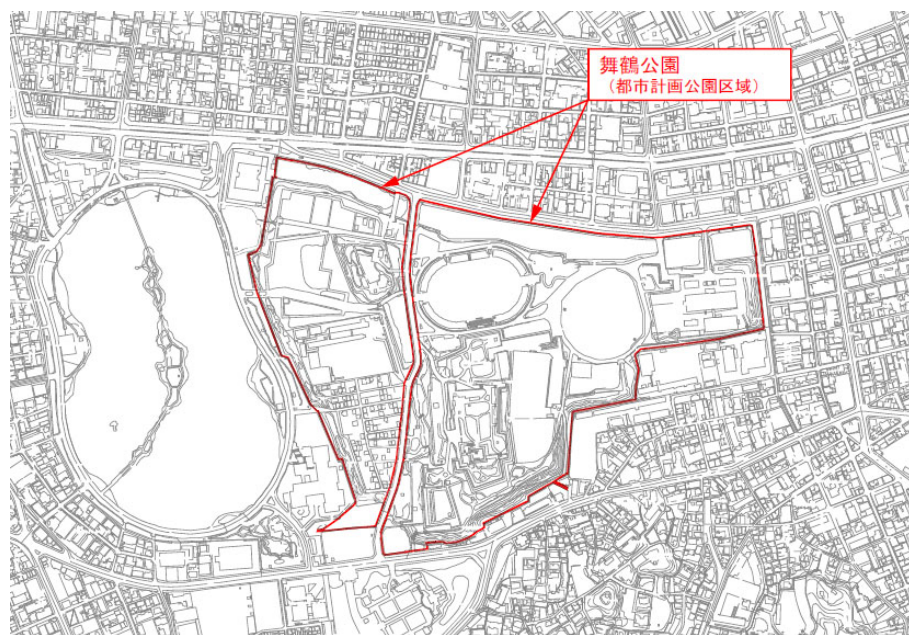
## 1. 調査の目的

本市を代表する公園である舞鶴公園では、セントラルパーク構想(※1)を推進しており、史跡鴻臚館における復元等整備事業の本格化や、旧高等裁判所跡地において大型バスも駐車できる駐車場などの整備を進めており、今年秋には天神側からの新たなエントランスとして供用開始予定となっております。

そこで、この機会を契機に、さらに多くの方に親しまれ、鴻臚館を始めとする歴史的価値や公園の魅力向上を図り、緑と歴史・文化が調和した魅力ある公園を目指し、今回の調査では、官民連携事業(※2)への民間事業者の参入意欲や事業手法に関するアイデアをいただくことで、今後の事業推進の参考とすることを目的としています。

## 2. 調査対象公園及びエリア、活用イメージ

### (1) 対象公園



### (※1) セントラルパーク構想

隣接する大濠公園との一体的な活用を図り、県民・市民の憩いの場として、また、歴史・芸術文化、観光の発信拠点を目指し、福岡城さくらまつりを始めとする四季折々のイベントの開催、回遊性の向上に向けたバリアフリー化、潮見櫓の復元などハード・ソフトの両面から様々な取組みを進めています。

### (※2) 官民連携事業

福岡市では、公園利用者の利便性向上や公園の魅力向上を図ることを目的とし、官民連携した公園づくりを進めています。

- ・水上公園や高宮南緑地などにおける民間活力を導入した公園整備、
- ・全ての公園を対象としたサウンディング型市場調査の実施
- ・春吉橋橋上広場における暫定活用の実施
- ・Park-PFI 制度を活用した公園整備・管理運営事業の事業者公募の開始

(東平尾公園 (大谷広場)、清流公園、明治公園)

など

(2) 対象エリア

- ・事業エリア① 史跡鴻臚館
- ・事業エリア② 総合案内施設

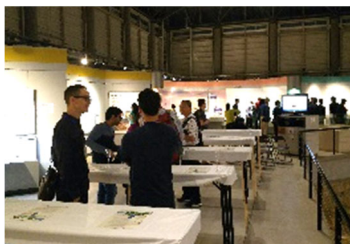


### (3) 活用イメージ

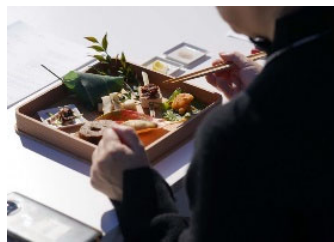
今回の対象エリアである史跡鴻臚館及び総合案内施設の整備を検討している旧高等裁判所跡地エリアは、舞鶴公園の天神側からのエントランスであることから、魅力的な空間づくりを目指しながら、利用者の利便性や公園機能の向上を図る必要があります。

その中で、史跡である鴻臚館は古代（奈良～平安時代）の迎賓館であり、海外からの使節を迎えるとともに、遣唐使など国外に旅立つ人々を送り出す、国内における対外交渉の窓口として、重要な拠点となっていました。そのあり方はまさに、「海を通じた対外交渉をもとに発展した、国際交流都市福岡」を体現するものです。

当時の鴻臚館では、海外の賓客（インバウンド）を迎えた饗宴（飲食）、宿泊とともに多様な人々による、交易（マーケット）が行われていました。また、国内外の人々が交流するなかで、様々な催し（イベント）が行われ、芸術・文化・技術などの先進の文物が行きかう、拠点でもありました。



展示館におけるレセプション



古代のおもてなし料理



古代衣装体験

福岡市ではこの鴻臚館の整備の一環として、かつて存在した、古代の門と塀に囲まれた空間を復元整備し、新しい活用の中でより多くの市民・観光客等の皆様に、古代福岡の歴史性を追体験しながら、憩うことのできる空間を提供したいと考えています。

また、高等裁判所跡地は、大型の観光バスも駐車可能な大型駐車場を配置するなど、天神側からの玄関口となる新たなエントランスとして整備を進めております。当地には、来園者が古代から現代まで連なる福岡の歴史の重層性を学んでから散策できるよう総合案内施設の整備を予定しており、総合案内施設では、来園者への案内・休憩機能や公園の魅力を伝えるガイダンス機能だけでなく、物販など新しいサービス提供を検討しています。VRやARなどを活用した新しい歴史案内をはじめ、季節ごとのワークショップやボランティア活動の拠点として、多くの市民が憩い、学び、楽しむことのできる空間を提供したいと考えています。

今回、これら史跡鴻臚館や総合案内施設を中心として、周辺の広場等も含めた、新しい活用事業について、幅広いアイデアを募集します。

### 3. 調査の実施手順

#### 〈スケジュール〉

- ① 令和5年8月22日（火） 実施要領公表
- ② 令和5年8月22日（火）～9月1日（金） 質疑書受付
- ③ 令和5年8月29日（火） 現地説明会
- ④ 令和5年9月8日（金） 質疑回答
- ⑤ 令和5年8月22日（火）～9月15日（金） 調査参加申込書受付
- ⑥ 令和5年8月22日（火）～10月2日（月） 提案書受付
- ⑦ 令和5年8月22日（火）～10月23日（月） 個別対話実施
- ⑧ 令和5年11月以降 調査結果の公表

質疑書や調査参加申込書、提案書の提出にあたっては、「8. 問い合わせ先」記載のメールアドレスに送付ください。

なお、対象エリア①史跡鴻臚館、対象エリア②（仮称）総合案内施設どちらか一方への提案も可能です。提案書のエリア名にチェックの上ご提案ください。

#### ①実施要領公表

- ・本調査の実施要領をホームページ上に公表します。紙の配布は行いません。

#### ②質疑書受付

- ・調査について質疑がある場合は、様式1に必要事項を記入し、送付してください。いただいたご質疑については個別には回答せず、質問者名を伏せた上でホームページ上に公開いたします。

#### ③現地説明会

- ・令和5年8月29日（火）10:00より、対象地における現地説明会を開催します。（雨天開催・荒天中止）。集合場所：舞鶴公園 鴻臚館跡展示館

#### ④質疑回答

- ・②質疑書受付にていただいた質疑への回答を令和5年9月8日（金）にホームページ上に公開します。

#### ⑤調査参加申込書受付

- ・様式2に必要事項を記入し、送付してください。

#### ⑥提案書受付

- ・様式3に必要事項を記入し、送付してください。なお、様式3に依らず、「5. 提案を求める内容」の項目が記載された資料を提出いただいても構いません。

#### ⑦個別対話

- ・調査参加者から提出いただいた提案書の内容について意見交換をさせていただきます。
- ・対話は、調査参加者のアイデアやノウハウの保護を図る観点から、調査参加者と市職員のみで個別に実施させていただきます。
- ・個別対話の際に同席いただける人数について、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- ・なお、希望があれば、オンラインでの対話についても対応可とします。
  - ・日時：令和5年8月22日（火）～10月23日（月） 10:00～16:00

- ・場 所：福岡市役所（福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号）
- ・対話時間：1 団体 60 分以内（入退室、資料準備を含む）  
（※詳細については、⑤提案書受付後にお知らせいたします。）

#### ⑧調査結果の公表

- ・調査結果につきましては、調査参加者が特定されず、またアイデアやノウハウが保護されるよう十分配慮させていただいたうえで、事業エリアごとに公開します。

### 4. 提案条件

都市公園法第 5 条の 2 に規定する Park-PFI 制度を活用した提案を基本としますが、幅広い意見募集の観点から、Park-PFI 制度に限らないアイデアについても提案することができます。

#### （1）施設

- ・提案施設は、都市公園法第 2 条及び都市公園法施行令第 5 条に規定された公園施設のうち、法令により、「公募対象公園施設」は都市公園法施行規則第 3 条の 3 に定めるもの、また、「特定公園施設」は同規則第 3 条の 4 に定めるものとしてください。

#### （2）法令による制限

- ・今回対象とする舞鶴公園は全体が文化財保護法により史跡として指定されており、実際の施設の設置等にあたっては最終的に文化庁長官の許可が必要となります（法第 1 2 5 条）。今回のサウンディングにおいては、施設設置の考え方として、舞鶴公園の歴史的景観に配慮すること及び基礎杭の使用はできないものとします。
- ・都市公園法や都市計画法、建築基準法など関係法令による制限については、提案者において個別にご確認ください。

### 5. 提案を求める内容

提案にあたっては、参考資料 1 に記載するセントラルパーク構想など関連計画との整合を図るなど本市の考え方を十分に理解したうえで、下記の事項のうち、提案可能な事項について記載してください。「（1）事業内容」は提案の必須項目として記入をいただき、そのほか提案できない項目や、該当がない項目は記載の必要はありません。なお、図面やイメージ図など補足する説明資料を添付いただいても構いません。

#### （1）事業内容（提案必須項目）

##### ①事業コンセプト

市の施策と関連付けたコンセプトをご提示ください。

##### ②事業手法

Park-PFI 制度の活用を基本と考えておりますが、設置管理許可制度等についても提案可能とします。また、管理運営との連携を図る観点から、指定管理者制度や管理許可制度などの管理手法との組み合わせについても積極的にご提案ください。

##### ③事業期間

事業期間については 20 年間を基本としますが、これ以内でご提案いただくことも可能です。

##### ④事業スケジュール

優先交渉権者の通知から供用開始までの想定スケジュールについてご提示ください。

#### ⑤事業範囲

対象エリアにおいて、有効な事業効果を見込むための事業範囲をご提案ください。

#### ⑥施設概要

公募対象公園施設や特定公園施設についてご提案いただくとともに、当該公園に不足する機能を補う施設や更新が望まれる施設についてご提案ください。

- ・公募対象公園施設：業態や配置、規模、営業時間等
- ・特定公園施設：施設概要、配置、規模等

#### ⑦事業効果

想定される事業効果についてご提示ください。

#### ⑧課題や市への要望など

事業実施における課題や市への要望などがございましたらご提示ください。

### (2) 事業実施条件

#### ①事業収支計画

上記「(1) 事業内容 ③事業期間」を踏まえ、事業収入と事業支出（建設費、管理運営費、公園使用料等）の概算について算出が可能な場合は、ご提示ください。

#### ②収益の還元

提案事業における収益の公園整備や管理運営への還元についてご提案ください。

#### ③公共負担

事業実施にあたり、公共負担が必要な場合は、その内容や想定金額、理由などをご提示ください。

### (3) その他の提案

#### ①管理運営に関する提案

特定公園施設の管理や、公園全体の管理運営について積極的にご提案ください。

#### ②ソフト事業に関する提案

上記「(1) 事業内容 ⑤事業範囲」のほか、公園全体を活用した、賑わい創出に資するイベントなどのソフト事業についてご提案ください。

#### ③地域貢献に関する提案

地域との連携や防犯体制の強化などの地域貢献に関してご提案ください。

## 6. 参加資格

本調査に参加可能な者は、今後、福岡市が管理する公園で実施する官民連携事業において、実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループとします。

ただし、次の各号に該当する者は参加できません。

①地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者。

②調査参加申込書提出時点で、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

③調査参加申込書提出時点で、措置要領別表第 1 及び第 2、第 3 の各号に規定する措置要件に該当する者。

- ④会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者。

## 7. 留意事項

### (1) 今後の公募における優位性について

本調査に参加することにより、今後、市が実施する公募において、特別な加点等の優位性（インセンティブ）を付与することはありません。

### (2) 費用について

本調査に参加する際の一切の費用は参加者の負担とします。

### (3) 提出書類の取扱いについて

市へ提出された資料は、理由の如何に問わず、返却いたしません。

また、提出書類は、福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる場合があります。福岡市が必要と認める場合は、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、事前に調査参加者に確認のうえ、全部もしくは一部を公開することがあります。

### (4) 追加調査等への協力

個別対話後において、追加対話やアンケートへの協力を要請させていただくことがありますので、可能な限りご協力いただきますようお願いいたします。

### (5) 事業化検討の考え方

事業化については、本調査の結果を踏まえ、福岡市の施策推進など想定される事業効果を総合的に勘案し、検討することとしております。

（提案いただいた公園について事業化を約束するものではありません。）

## 8. 問い合わせ先

### 公募全般に関すること、総合案内施設に関すること

福岡市住宅都市局公園部活用課

電話：092-711-4367 E-Mail：[koenkatsuyou.HUPB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:koenkatsuyou.HUPB@city.fukuoka.lg.jp)

### 鴻臚館に関すること

福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課

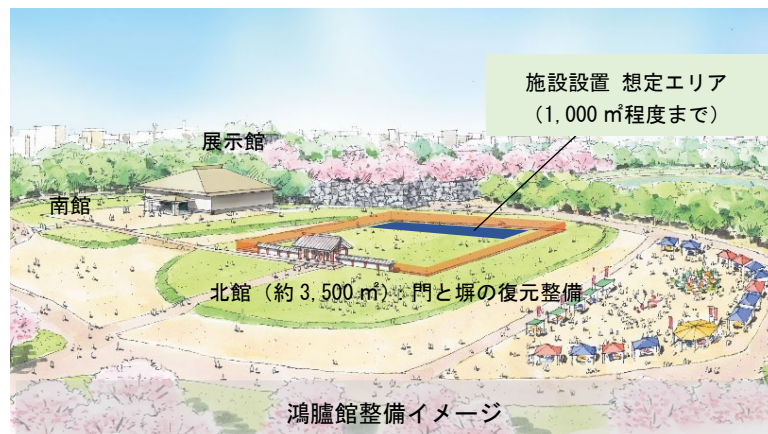
電話：092-711-4784 E-Mail：[shiseki.EPB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:shiseki.EPB@city.fukuoka.lg.jp)



## 対象エリア① 史跡鴻臚館の概要

## 1. エリアの位置付け

- 古代（奈良～平安時代）の迎賓施設である鴻臚館は、当時、塀で囲まれた二つの区画が並ぶ壮麗な施設でした。そのうち南側を「南館」、北側を「北館」と呼んでいます。
- 史跡鴻臚館は、『鴻臚館跡整備基本計画』において「アジアの交流拠点都市福岡の原点」を物語る場としての整備・活用を目指すものとしています。また現在、門と塀の復元整備を目指している北館周辺を体験ゾーン、鴻臚館跡展示館のある南館周辺を学習ゾーンと位置付けています。



## 2. 鴻臚館について

- 当時の鴻臚館では、**海外の賓客（インバウンド）**を迎えた**饗宴（飲食）**、**宿泊**とともに**多様な人々による、交易（マーケット）**が行われていました。また、国内外の人々が**交流**するなかで、様々な**催し（イベント）**が行われ、**芸術・文化・技術**などの**先進の文物**が行きかう、**拠点**でもありました。
- 鴻臚館を語る上では、このように様々なコンセプトを提示することができます。そこで、史跡であることを利用し、このような鴻臚館の特色をもとにして、復元された古代の空間を楽しみながら、上記のコンセプトに沿った歴史性も追体験できるような、活用事業のアイデアについて広く募集します

※コンセプトに沿って導入を想定する機能の例

飲食機能、賑わい・交流機能（マーケット・イベント等）など

## 3. サウンディングでご提案頂きたい内容

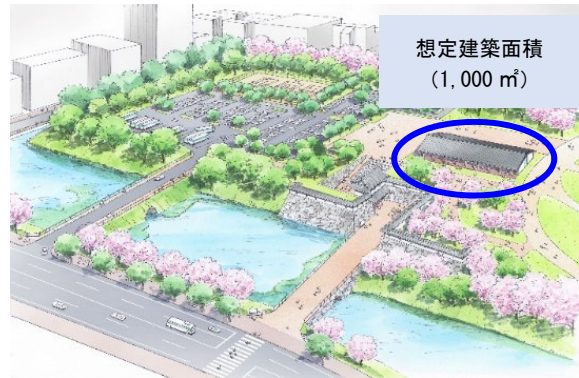
- 鴻臚館における民間活力については、鴻臚館復元整備計画全体のデザインや周辺の歴史的景観に配慮いただいたうえで、上記のコンセプトをふまえた、幅広いご提案を頂きたいと考えています。
- 今回は、主に北館を中心として、復元整備と一体となった、民間活力の導入を進めることを想定していますが、展示館や周辺の広場などを含めた活用についてもアイデアを募集しています。
- なお、提案にあたっては、様々な機能の提案が可能ですが、総合案内施設との機能分担に留意して下さい。

## 対象エリア② 総合案内施設の概要

## 1. エリアの位置付け

○総合案内施設を計画する高等裁判所跡地は、セントラルパーク基本計画においてエントランスエリアと位置付けており、天神側からの玄関口となるとともに、県民・市民が重層的な歴史資源を理解できる機能を有し、舞鶴公園と大濠公園全体を総合的に案内する施設を設置することとしております。

○なお、高等裁判所跡地は平成 30 年度より整備を進めており、大型バスも利用可能な駐車場、地割を表現した園路、暫定のテニスコートを整備しており、令和 5 年秋に供用を予定しております。



## 2. 総合案内施設について

○天神側からの玄関口として、最初に来園者が古代（国史跡鴻臚館跡）、近世（国史跡福岡城址）から現代まで連なる福岡の歴史の重層性\*を学んでもらい、その上で利用目的に応じた園内散策ルート案内するなど、公園全体を総合的に案内するための施設です。

○そのため、案内ガイダンス機能を中心としながら、市民アンケートの中で要望の多い機能の導入を検討しており、現時点では、以下の機能の導入を検討しております。

## 《導入を検討する機能》

## ①案内ガイダンス機能

- ・VR, AR を活用した公園・歴史ガイダンス
- ・情報発信（観光情報、イベント情報、散策ルート案内）等

## ②休憩機能

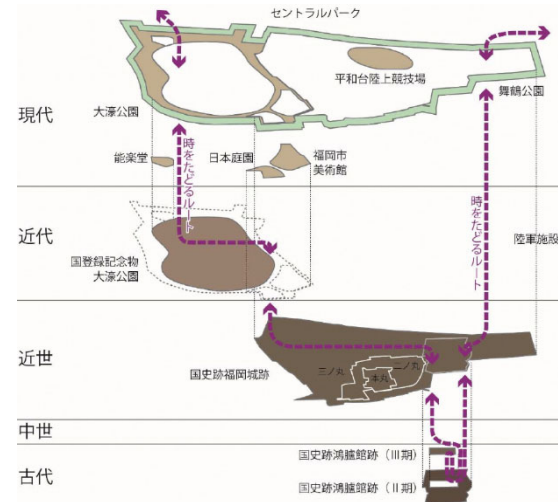
- ・ロビー ・休憩所 ・インクルーシブトイレ 等

## ③サービス機能

- ・物販 ・Wi-Fi ・多目的ルーム 等

## ④管理運営機能

- ・ボランティア詰所 ・ワークショップルーム
- ・管理事務所 等



図：歴史の重層性の概念図

## 3. サウンディングでご提案頂きたい内容

○今後、総合案内施設の整備に向けた検討を進めるにあたり、本施設における民間活力について、導入を検討する機能をふまえ、幅広くご提案を頂きたい。

○なお、提案にあたっては、上記に記載する機能に限らず、様々な機能の提案が可能ですが、飲食機能は、資料 1 - 1 のとおり史跡鴻臚館で提案を求めることから、公園全体としての機能分担に留意して下さい。

## 参考資料

### 1. 舞鶴公園の概要

### 2. アンケート結果

- ① 市政アンケート調査（令和4年実施）
- ② 現地アンケート調査（令和3年度実施）

### 3. 利用状況

- ① 公園内通行者数
- ② むかし探訪館
- ③ 鴻臚館展示館
- ④ その他施設
  - ・ 運動施設
  - ・ バーベキュー施設

### 4. 舞鶴公園で開催された主なイベント